

水環第3号
平成26年4月2日

渋沢丘陵を考える会

代表 日置 乃武子 様

丹沢ブナ党

代表 梶谷 敏夫 様

神奈川県知事 黒岩 祐治



相模メモリアルパーク渋沢（東端）墓園造成事業開発計画に関わる要望
について（回答）

平成26年3月25日付けでご要望のありました標記の件につきまして、次のとおり回答いたします。

森林は、一度開発してその機能を破壊した場合には、これを回復することは非常に困難であることから、森林法に基づく開発許可を行うにあたっては、森林が有する役割を阻害しないよう、本県では「神奈川県林地開発許可審査基準」を設けております。

この「神奈川県林地開発許可審査基準」は、森林法第10条の2に基づく①土砂災害の防止、②水害の防止、③水の確保、④環境の保全の4つを条件としており、森林法ではこの4条件を満たすときは、これを許可しなければならないとしています。

本開発計画については、これまでも、計画地が大磯丘陵地の中でも自然度が高く、また、県の地域環境評価書による総合評価A1であることから、事前相談や林地開発許可審査において、貴重な動植物の保護について、事業者に対し指導を行ってきたところです。

具体的には、土地利用調整条例に基づく開発協議に必要な「環境現況・配慮概要書」に、秦野市が求めていた配慮事項を盛り込むことを助言し、重要植物の移植方法、猛禽類の繁殖への配慮、事後モニタリングの実施などをより具体的に記載した「環境現況・配慮概要書 添付資料」を提出させました。

また、この度の森林審議会会長からの答申を踏まえて、改めて事業者を指導した結果、事業者は第三者である専門家の意見を伺いながら環境保全対策を実施することを、林地開発許可申請の内容としました。

これを受けて県は、林地開発の許可にあたり以下の条件を付しました。

「環境保全対策の履行を確認するため、環境保全対策を実施したとき及び事後調査を行ったときは、その内容について報告してください。なお、報告内容と申請内容を精査し、必要に応じて申請内容の範囲において環境保全対策の強化をお願いすることがあります。」

今後、この許可条件が適切に履行され環境保全が図られるよう、確認してまいります。